ＪＹ７６Ａ

第一級陸上特殊無線技士「法規」試験問題

法　　規　１２問
無線工学　２４問　｝３時間

解答は、答えとして正しいと判断したものを一つだけ選び、答案用紙の答えの欄に正しく記入（マーク）すること。

［１］ 次の記述は、電波法の目的及び電波法に定める定義である。電波法（第１条及び第２条）の規定に照らし、［　　］内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の１から４までのうちから一つ選べ。

① 電波法は、電波の［ A ］な利用を確保することによって、公共の福祉を増進することを目的とする。
② 「無線設備」とは、無線電信、無線電話その他電波を送り、又は受けるための［ B ］をいう。
③ 「無線従事者」とは、無線設備の操作又はその［ C ］を行う者であって、総務大臣の免許を受けたものをいう。

	A	B	C
1	有効かつ適正	通信設備	監督
2	有効かつ適正	電気的設備	管理
3	公平かつ能率的	通信設備	管理
4	公平かつ能率的	電気的設備	監督

［２］ 免許人は、無線設備の変更の工事（総務省令で定める軽微な事項を除く。）をしようとするときは、どのような手続が必要か。電波法（第１７条）の規定に照らし、下の１から４までのうちから一つ選べ。

1 あらかじめ総務大臣に届け出る。
2 あらかじめ総務大臣の許可を受ける。
3 あらかじめ総務大臣に連絡し、その指示を受ける。
4 適宜変更の工事を行い、工事完了後その旨を総務大臣に届け出る。

［３］ 次の記述は、人工衛星局の条件について述べたものである。電波法（第３６条の２）の規定に照らし、［　　］内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の１から４までのうちから一つ選べ。

① 人工衛星局の無線設備は、遠隔操作により［ A ］することのできるものでなければならない。
② 人工衛星局は、その［ B ］を遠隔操作により変更することができるものでなければならない。ただし、総務省令で定める人工衛星局については、この限りでない。

	A	B
1	空中線電力を直ちに変更	発射する電波の周波数
2	空中線電力を直ちに変更	無線設備の設置場所
3	電波の発射を直ちに停止	発射する電波の周波数
4	電波の発射を直ちに停止	無線設備の設置場所

［４］ 次の記述は、周波数に関する定義である。電波法施行規則（第２条）の規定に照らし、［　　］内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の１から４までのうちから一つ選べ。

① 「割当周波数」とは、無線局に割り当てられた周波数帯の［ A ］をいう。

② 「特性周波数」とは、与えられた発射において［ B ］をいう。

③ 「基準周波数」とは、割当周波数に対して、固定し、かつ、特定した位置にある周波数をいう。この場合において、この周波数の割当周波数に対する偏位は、特性周波数が発射によって占有する周波数帯の中央の周波数に対してもつ偏位と同一の［ C ］及び同一の符号をもつものとする。

	A	B	C
1	中央の周波数	必要周波数帯に隣接する周波数	相対値
2	中央の周波数	容易に識別し、かつ、測定することのできる周波数	絶対値
3	下限の周波数	容易に識別し、かつ、測定することのできる周波数	相対値
4	下限の周波数	必要周波数帯に隣接する周波数	絶対値

［５］ 次の記述は、送信空中線の型式及び構成等について述べたものである。無線設備規則（第２０条及び第２２条）の規定に照らし、［　　］内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の１から４までのうちから一つ選べ。

① 送信空中線の型式及び構成は、次の(1)から(3)までに掲げる事項に適合するものでなければならない。

(1) 空中線の［ A ］がなるべく大であること。

(2) ［ B ］が十分であること。

(3) 満足な指向特性が得られること。

② 空中線の指向特性は、次の(1)から(4)までに掲げる事項によって定める。

(1) 主輻射方向及び副輻射方向

(2) ［ C ］の主輻射の角度の幅

(3) 空中線を設置する位置の近傍にあるものであって電波の伝わる方向を乱すもの

(4) 給電線よりの輻射

	A	B	C
1	利得及び能率	整合	水平面
2	利得及び能率	空中線からの輻射	垂直面
3	強度	整合	垂直面
4	強度	空中線からの輻射	水平面

［６］ 無線従事者の免許等に関する次の記述のうち、電波法（第４１条）、電波法施行規則（第３８条）及び無線従事者規則（第５０条及び第５１条）の規定に照らし、これらの規定に適合しないものはどれか。下の１から４までのうちから一つ選べ。

1 無線従事者は、免許の取消しの処分を受けたときは、その処分を受けた日から１箇月以内にその免許証を総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）に返納しなければならない。

2 無線従事者は、その業務に従事しているときは、免許証を携帯していなければならない。

3 無線従事者になろうとする者は、総務大臣の免許を受けなければならない。

4 無線従事者は、免許証を失ったために免許証の再交付を受けようとするときは、無線従事者免許証再交付申請書に写真１枚を添えて総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）に提出しなければならない。

［７］ 次の記述は、地震、台風、洪水等の非常の事態が発生し、又は発生する虞（おそれ）がある場合に無線局（注１）を自己以外の者に運用させる免許人が非常時運用人（注２）に対して行う説明について述べたものである。電波法施行規則（第４１条の２）の規定に照らし、［　　］内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の１から４までのうちから一つ選べ。

注１　その運用が、専ら電波法第３９条（無線設備の操作）第１項本文の総務省令で定める簡易な操作によるものに限る。
２　電波法第７０条の７第１項の規定により、当該無線局を運用する免許人以外の者をいう。

電波法第７０条の７（非常時運用人による無線局の運用）第１項の規定により、無線局を自己以外の者に運用させる免許人は、あらかじめ、非常時運用人に対し、当該無線局の［ A ］、他の無線局の免許人との間で混信その他の妨害を防止するために必要な措置に関する契約の内容（当該契約を締結している場合に限る。）、当該無線局の［ B ］並びに［ C ］を説明しなければならない。

	A	B	C
１	工事設計書に記載された事項	適正な運用の方法	無線設備の機能に異状があると認めた場合の措置
２	工事設計書に記載された事項	無線設備の取扱方法	非常時運用人が遵守すべき電波法及び電波法に基づく命令並びにこれらに基づく処分の内容
３	免許状に記載された事項	適正な運用の方法	非常時運用人が遵守すべき電波法及び電波法に基づく命令並びにこれらに基づく処分の内容
４	免許状に記載された事項	無線設備の取扱方法	無線設備の機能に異状があると認めた場合の措置

［８］ 次の記述のうち、無線局運用規則（第１０条）の規定に照らし、一般通信方法における無線通信の原則として定めるところに該当しないものはどれか。下の１から４までのうちから一つ選べ。

１　必要のない無線通信は、これを行ってはならない。
２　無線通信に使用する用語は、できる限り簡潔でなければならない。
３　無線通信を行うときは、自局の識別信号を付して、その出所を明らかにしなければならない。
４　無線通信は、正確に行うものとし、通信上の誤りを知ったときは、通報終了後一括して訂正しなければならない。

［９］ 次の記述は、基準不適合設備について述べたものである。電波法（第１０２条の１１）の規定に照らし、［　　］内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の１から４までのうちから一つ選べ。

総務大臣は、無線局が他の無線局の運用を著しく阻害するような混信その他の妨害を与えた場合において、その妨害が電波法第３章（無線設備）に定める技術基準に適合しない設計に基づき製造され、又は改造された無線設備を使用したことにより生じたと認められ、かつ、当該設計と同一の設計に基づき製造され、又は改造された無線設備（以下「基準不適合設備」という。）が［ A ］おり、これを放置しては、当該基準不適合設備を使用する無線局が他の無線局の運用に［ B ］を与える虞（おそれ）があると認めるときは、無線通信の秩序の維持を図るために必要な限度において、当該基準不適合設備の［ C ］に対し、その事態を除去するために必要な措置を講ずべきことを［ D ］ことができる。

	A	B	C	D
１	広く利用されて	重大な悪影響	製造業者又は販売業者	命ずる
２	広く利用されて	継続的な混信	利用者	勧告する
３	広く販売されて	重大な悪影響	製造業者又は販売業者	勧告する
４	広く販売されて	継続的な混信	利用者	命ずる

［10］ 次に掲げる場合のうち、無線従事者がその免許を取り消されることがあるときに該当するものはどれか。電波法（第７９条）の規定に照らし、下の１から４までのうちから一つ選べ。

１　日本の国籍を失ったとき。
２　不正な手段により無線従事者の免許を受けたとき。
３　刑法に規定する罪を犯し、罰金以上の刑に処せられたとき。
４　正当な理由がないのに無線通信の業務に５年以上従事しなかったとき。

［11］ 次に掲げる事項のうち、免許人が電波法、放送法若しくはこれらの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときに、総務大臣から受けることがある処分に該当するものはどれか。電波法（第７６条）の規定に照らし、下の１から４までのうちから一つ選べ。

１　無線局の免許の取消しの処分
２　３箇月以内の期間を定めて行われる無線局の運用の停止の処分
３　６箇月以内の期間を定めて行われる無線局の電波の型式の制限の処分
４　３箇月以内の期間を定めて行われる無線局の通信の相手方又は通信事項の制限の処分

［12］ 次の記述は、無線局検査結果通知書等について述べたものである。電波法施行規則（第３９条）の規定に照らし、［　　］内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の１から４までのうちから一つ選べ。

①　総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ。）は、電波法第１０条（落成後の検査）第１項、第１８条（変更検査）第１項又は第７３条（検査）第１項本文、同項ただし書、第５項若しくは第６項の規定による検査を行い又はその職員に行わせたときは、当該［　A　］を電波法施行規則別表第４号に定める様式の無線局検査結果通知書により免許人又は予備免許を受けた者に通知するものとする。

②　総務大臣又は総合通信局長は、電波法第７３条（検査）第３項の規定により検査を省略したときは、その旨を電波法施行規則別表第４号の２に定める様式の無線局検査省略通知書により免許人に通知するものとする。

③　免許人は、検査の結果について総務大臣又は総合通信局長から［　B　］をしたときは、速やかにその措置の内容を総務大臣又は総合通信局長に報告しなければならない。

	A	B
1	検査の結果に関する事項	指示を受け相当な措置
2	検査の結果に関する事項	勧告を受けて無線設備の修理又は無線設備の取替え
3	検査を実施した無線設備の測定結果	勧告を受けて無線設備の修理又は無線設備の取替え
4	検査を実施した無線設備の測定結果	指示を受け相当な措置